

質問⑤多面的機能支払 い交付金制度について

富山市の農村集落は脚光を浴びる中心市街地に比べ、集落機能の低下が著しい。以前の集落はその耕作面積が小さくとも農業に関わる世帯割合が高かったが、昨今の農業の集約化などにより、農村集落であっても農業に直接関係のある世帯は少数派である。その為、共用の設備であった用水の管理などは、大変厳しく



用水周りの草刈り以前は生産組合、総代の耕作農家だけの作業の為、参加者の減少と高齢化で年々苦しくなってきたが、現在は多面的機能支払交付金制度を利用し、町内の青壮年部が多数参加する為、楽になる上、楽しさもあります。(夏の万雑)

なってきた。現在の農業用水は万葉の時代から、市民総出で2千年をかけて整備されて築き上げてきたものであるが、こわすか30年ほどでその貴重な財産が崩れ始めている。

農業は作物の生産だけではなく、多面的な機能を有していることから、国は多面的機能支払交付金を制度化し、富山市を窓口として運用している。

私の集落では、この多面的機能支払交付金に対応する団体を立ち上げ、町内青壮年部の非農家のメンバーも加え活動しており、それにより、担い手や、兼業農家、自分の田畑を担い手に貸し出している元農家、農家でないものが用水の管理に一つとなつて作業を行っている。まさにその効果は農業以外の集落のまとまりにも大きな役割を果たしている。

議場でのお願い

- ◎写真を撮ることはできません。
- ◎野次ったりしてはいけません。
- ◎拍手をしてもいけません。
- 私の質問を聞きに来て野次することは無いと思うのですが、声援もダメですし、拍手も念の為やめてください。
- 議会終了後、本紙を議場に放置することなく、くれぐれも持ち帰りいただきますようお願いいたします。

平成30年3月定例議会

本議会よりケーブルテレビ放送開始

質問日程・3/9午後1番

平成29年度最後の3月議会が2日より開会しました。本議会よりケーブルテレビにて生放送されます。私は9日の、午後1番の質問です。(前後する可能性があります)質問の目的、背景等を本紙にて解説しておりますので、ご参照の上、ご覧いただくと幸いです。

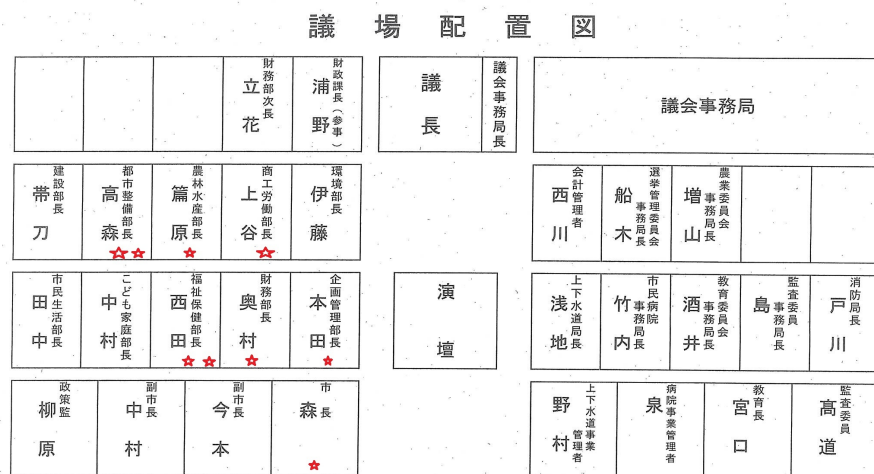
質問一覧

- 富山市の財政状況等について
- 相続放棄等を理由とする空家対策
- 住宅セーフティネットについて
- 企業団地条例等の見直しについて
- 多面的機能支払交付金についての合計60分、一問一答方式です。

本議会より、開かれた議会の名のもとに、富山市議会定例会がケーブルテレビにて放送されることとなりました。今までの市議会が密室の中で行われており、よろしくないという趣旨のもと、満場一致で決定したのですが、税金が投入されての放送ですので、多くの方に見ていただきたいと思ひます。

私の質問は、本当にご近所の皆様だけでありますが、インターネット中継開始以来、後援会事務所にてパブリックビューイングと称し、生中継を見ていただいております。また、前回の12月議会では、後援会事務所ではなく実際に議場に来ていただきました。少しでもわかりやすいように傍聴ダイジェストを作成しお

私の質問に対する答弁予定者



配りしたところ、好評を頂きましたので、今回も頑張つて作成した次第です。少しでも、興味を持ってご覧いただければ幸いです。本来支援いただいている多くの皆様にお配りして、私の取組をご報告すべきではありますが、時間と体制の問題で出来ていないのが現状です。もし、質問を見て、こういったこ

とも問題じゃないか！等々ございまして、是非ともご連絡下さい。尚、質問の終了4業務日以降、インターネットで録画を見ることが出来ます。

スマートフォンなどで下のバーコードを読み取り下さい。



富山市議会議席表

	1 久保大憲	2 松井邦人	3 金谷幸則	4 泉英之	5 岡部享	6 石森正二	7 竹田勝	8 上野 瑩	9 木下章広	
	10 舎川智也	11 押田大祐	12 江西照康	13 高田真里	14 高道秋彦	15 島 隆之	16 東 篤	17 金井毅俊	18 小西直樹	
	19 大島 満	20 成田光雄	21 松尾 茂	22 尾上一彦	23 橋本雅雄	24 松井桂将	25 横野 昭	26 村石 篤	27 佐藤則寿	
	28 金厚有豊	29 鋪田博紀	30 高田重信	31 堀江 かず代	32 赤星 ゆかり	33 村上和久	34 村家 博	35 有澤 守	36 高見隆夫	37 柞山数男
										38 五本幸正

報道記者席

傍聴席

質問①の財政問題については、財務部長、企画管理部長、市長の3名。質問②及び③は都市整備部長、福祉保健部長。質問④は商工労働部長。質問⑤は農林水産部長がそれぞれ答弁するものと思われま

市長には質問②でも答弁を望むものでありますが、その場の流れと雰囲気はどうなるかわかりません。



相続人の存在しない建物は、誰の関与もなく、ただ朽ちるしかない現状である。

質問の目的と背景

こんなことを考え質問しています

質問①富山市の財政等について

高岡市が平成30年度の予算不足を公表し、高岡市民のみならず、富山県民の多くが、自治体の財政状況に不安を抱くこととなった。

富山市においては市の財政状況の判断について、過去の議会では、実質公

債費比率と将来負担比率からなる健全化判断比率からの質問と、その比率が国の定める早期健全化基準や財政再生基準に該当するものでないことから、概ね健全との判断をしているとの回答がなされている。

しかしながら、高岡市においてもそれらの指標は国の定める基準値の内枠におり、それにもかかわらず、多くの施策の判断に議論の余地を与えず予算見直しを迫られている状況を見るにつけ、健全化判断比率そのものが市財政の健全性の判断の参考にはならないと考えるを得ない。

地方自治体は、売上の激減や、連鎖倒産等突発的なトラブルには比較的無縁であり、新聞記事にある市債の発行の返済であれば、数年前から見通せる話である。

予算不足に関する当局の考え、施策や施設の運用に有無を言わせぬやり

方に関し市長の見解を問うものである。

また、現在の市政の方針や運営には、当局や議会の他に多くの附属機関及び附属機関に準ずる機関が存在している。（審議会、協議会、懇話会、研究会、委員会、有識者の会議など）これらは106組織に上り、延べ人数は1,354人にもなる。その年間の人件費的予算は約7千万円であり、

次年度予算においても新たな有識者会議が2つ設置予定されている。これらの委員は公募もあるが、ほとんどが当局の指名によるものである。その中には例えば、圧倒的多数の市民感覚からは到底理解できなかった議員報酬月額10万円アップを答申した富山市特別職報酬等審議会（平成17年4月1日富山市条例第15号）もある。これらの組織はなかなか理解を得られにくい事を決定する際、その責任を曖昧にしてしまふ恐れがあるのではないかと考える。よって、これら附属機関の存在が絶対的に必要なものなのかを問うものである。

質問②相続放棄等を理由とする空家の対策について

昨年度、空き家対策条例が富山市においても策定されたが、現在その条例や特措法においても全く歯が立たない空き家が存在しつつある。相続が放棄された、若しくは法定相続人不在の空き家である。先般ある町内から相続の放棄された家屋が危険な状態にあり何とかならないものかと相談を受けた。早速居住対策課に相談したところ、その後の進展が殆どないのである。戸籍情報から相続人を調べ、相続の放棄そのものの確認からすすめるようであるが、個人情報保護の観点もあいまつてどのような状況かも説明できないのである。

これらの問題については、その解決に向けた情報がないに等しいことから法務省と国土交通省の担当者にはアリンケを行った。

相続が放棄された場合、相続財産は相続財産法人となる。それは相続財産管理人がいて初めて機能

するのであり、相続財産管理人になるべき利害関係者等がない場合、管理する人間が不在のまま法人として宙を漂う存在になるのである。

富山市周辺部においては不動産価格に魅力が乏しく、近親者ではない相続人は、トラブル回避の観点からも相続を放棄してくる傾向が増える恐れがある。そもそも、法定相続人が居ない被相続人の存在も益々増えてくるものと思われる。

相続財産管理人になる手段としては、裁判所に認めてもらう必要があり、わざわざ放棄された不動産に近づく者は現れないであろう。そこで、残された手段として、検察官の職権にて相続財産管理人を選任することができるので、行政当局がそれを進めてはどうかと考えるのである。

このようなスキームを構築しなければ、相続人不在と思われる独居老人と周りの住民のトラブル



質問④企業団地条例等について

が発生する恐れも高い。相続等に見識の高い、市長の前向きな行動に期待し、質問を行うものである。

和合地区内には、草島工業団地、四方テクニカルパーク、四方チャレンジ・ミニ企業団地が隣接して整備されている。敷地内を見ると、草島工業団地と四方テクニカルパークには活気が見られるものの、チャレンジ・ミニ企業団地には入居企業のない建物が多く見られる。このミニ企業団地は、昭和61年にハイテク・ミニ企業団地として設置され

ているが、平成26年にハイテクから四方ミニに名称変更を行っている。企業の業種毎の景況感は時代の流れに大きな影響を受けるが、まさにこの名称変更もその流れを反映したものであると思われる。

私はこの企業団地の近隣の町内会長より、一帯のとある企業が駐車場不足に困っており、何とかならないものかとの相談

昨年の9月議会において、10月より施行される住宅セーフティネット制度への関わりを質問したが、富山市としては、市営住宅にも余裕があり、住宅セーフティネット制度については当面様子見であるとの答弁がなされた。これらの制度は、多面的な視点から設立されたものであるが、生活困窮者や独居高齢者の住宅確保の性格も強い。本制度は富山市と国の2階建ての支援の施策であり、基礎となる富山市が採用しないと、国の助成も発生しない。

さて、1月31日、札幌市で生活困窮者や高齢者が居住する施設「そしあるハイム」が全焼し、11



人が亡くなった。新聞等の報道や論説によると、この施設は法令に違反している恐れがあるものの、今の日本社会においては必要な存在であり、同様の施設は全国に多数ある。そして入居者の多くは公的機関からの紹介であることから、地域の受け皿としての意味合いも強く、自治体はセーフティネット制度を活用して安心して低額な住まいの確保に取り組むべきとの記述がある。

この火災を受け、国は全国の同様の施設の調査を開始したが、富山市において該当する施設は1ヶ所あるとのこと。福祉保健部はこの点についてどう考えるのか。また、都市整備部との連携はどうしているのか。この事例を受け、都市整備部は住宅セーフティネット制度への関わりを改めて検討するものかを問うものである。

このミニ企業団地の入居の推移などから必要性を確認したうえで、問題がなければ条例改正も視野に入れるべきである。経済界は目まぐるしく変化し続けており、臨機応変に企業のチャンスに因應するべきと考え、提起するものである。